

## ○武蔵野美術大学パリ賞規則

### (目的)

第1条 この規則は、武蔵野美術大学パリ賞(以下「パリ賞」という。)に関する事項を定める。

### (定義)

第2条 パリ賞とは、学校法人武蔵野美術大学(以下「本学」という。)が、第4条に定める対象者に、本学が使用权を有する武蔵野美術大学「国際芸術都市」アトリエ(以下「アトリエ」という。)への1年間の入居を認める賞をいう。

### (副賞)

第3条 パリ賞受賞者には、副賞として100万円の研究費を支給する。

### (対象者)

第4条 パリ賞の対象者は、本学が設置する武蔵野美術大学、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程、武蔵野美術大学大学院を卒業又は修了後、原則として2年以上8年未満であり、将来の活躍が期待され、専任教員の推薦のある者とする。

### (受賞者数)

第5条 パリ賞の受賞者は、原則として毎年2名とする。

### (応募)

第6条 パリ賞に応募しようとする者は、アトリエ入居を希望する前年の募集期間中に願出しなければならない。

2 募集期間を含む募集に関する事項については、別に定める武蔵野美術大学パリ賞募集要項(以下「募集要項」という。)によるものとする。

### (選考・決定)

第7条 パリ賞受賞者の選考は、応募者の推薦人を除いた者からなる選考委員会を設置し、第4条に定める対象者の中から受賞者を選考し、教授会の議を経て学長がこれを決定する。

2 パリ賞の選考は、募集要項で定める提出物による審査のほか、選考委員による面接を行

う。ただし、応募者多数の場合は、上記の提出物により一次審査を行うことがある。

**(表彰・授与)**

第8条 パリ賞の表彰及び副賞の授与は、学長が行う。

**(その他)**

第9条 アトリエの利用については、別に定める武蔵野美術大学「国際芸術都市」の利用に関する規則に基づくものとする。

2 パリ賞を受賞した者は、アトリエ入居開始までに、アトリエでの研究・生活に必要な語学を修得するよう努めなければならない。

**(事務所管)**

第10条 パリ賞に関する事務は、国際チームが所管する。

附 則

(略)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。